

5-1

適切な行財政運営の推進

基本方向

まちづくりの目標を実現するために、時代のニーズを的確にとらえ、迅速・的確かつ効率的な行財政運営に向けて取り組みます。また、限られた財源の有効活用を図るため、成果や効果などを重視し、計画的で健全な行財政運営に取り組めます。

また、行政サービスの多様化に伴い、国や県、周辺市町村との広域的な連携による取り組みを強化することと併せて、職員の資質向上など行政力の強化に向けて取り組みます。

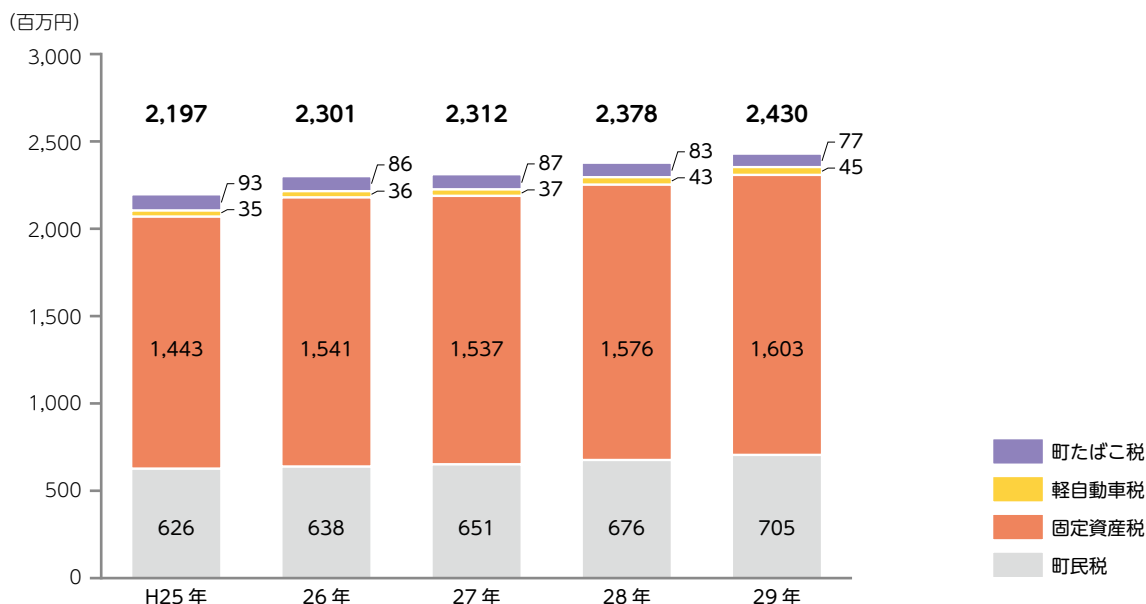
現状と課題

- 地方分権改革が進められてきた中、地方自治体の役割や立ち位置が政策自治体へと変容し、自治体主導の下、自立した地方をつくることを目標に、主体性のある施策を展開する必要があります。またあわせて町民満足度を高めていくためには、限りある財源と人員による適切な対応とともに職員一人ひとりの知識やスキル向上を図り、政策形成能力を培うことが求められています。
- 職員の意識改革と資質向上のため人事評価制度の定着と適切な運用に取り組んでいく必要があります。
- 嘉手納町行政改革大綱に基づき、行政サービスの効率的かつ効果的な運営に努めています。今後も行政改革大綱の見直しなどを通して、職員定数や給与の適正化等、社会情勢の変化に対応した市民サービスや行政運営を推進していく必要があります。
- 公共施設などの老朽化に伴う改築・維持補修費の増加や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、多数の大型事業が控えていることなどから、多額の財政支出を必要としており、自主財源の確保をはじめ、行政組織の見直しやICTなどの利用による事務事業の簡素化、民間活力の活用等に取り組み、質が高く効率的な行政運営に努める必要があります。
- 変革の時代の中で、より効果的な事業を推進及び行政サービスの質の向上を図るために事業評価を実施する必要があります。
- 本町では複数の自治体が協力して事業を行う広域行政を進めています。今後も引き続き連携・協力による広域行政の充実・強化に努めるとともに、広域連携による効率的な事業の展開を図ります。

- 情報化が進んでいる中、ICTなどを活用した行政情報の発信やオンライン化を推進し、町民の利便性向上や業務効率化を促進するとともに、基幹系システムの安定的な運用を図るため、情報セキュリティ対策の強化に努めます。
- 本町の町税収入は、過去5年間は順調に推移していますが、同時に、地域福祉や子育て支援、環境対策、防災対策、公共施設の管理等、歳出増加が見込まれるため、限られた財源の有効活用と行政運営の透明化を進めるとともに、自主財源の確保に向け、町税徴収率の向上などを推進する必要があります。

町税の収納状況の推移

資料：嘉手納町一般会計歳入歳出決算書



施策の方向性

1 合理的な行政運営の推進

経営マネジメント思考を取り入れ、施策や事務事業の評価を行い、予算化や運営組織体制の編成や効率的な事務事業の横断化を図るなどして、合理的かつ効果的な行政運営を推進します。

2 充実した行政サービスの提供

職員の資質向上を図り充実した行政サービスの提供に努めます。

3 健全な財政運営の実施

安定かつ持続可能な財政運営を目指し、課税対象の的確な把握と適正課税の実施、自主財源の確保、効率的な事業運営と各種経費のスリム化による事業コストの軽減、事業評価の実施に

5-1 適切な行財政運営の推進

より、目的の明確化、数値目標等を設定し客観的に評価検証する体制を構築します。また、公共施設の計画的及び効率的な維持管理や長寿命化による建設コストの軽減等、健全な財政運営を実施します。

4 情報システムの活用による利便性向上と効率化の推進

ICTなどを活用した行政情報の発信やオンライン化を推進し、町民の利便性向上や業務効率化を促進するとともに、基幹系システムの安定的な運用を図るため、引き続き情報セキュリティ対策の強化に努めます。

5 広域連携の強化

広域的な課題などに適切に対処するため、国、県との連携強化を図ります。事務事業の効率化や広域的に取り組んだ方が効果的な行政サービスを行うことができるものについては、中部広域市町村圏事務組合や一部事務組合、構成市町村等との連携した広域行政を推進します。

主な取組（事業）

5-1-1 合理的な行政運営の推進

所管

総務課、企画財政課

- 事務改善委員会の開催
- 行政改革大綱の策定及び実施計画の実施

5-1-2 充実した行政サービスの提供

所管

総務課

- 人事評価制度の適切な運用
- 人材育成基本方針に基づき、効果的な職員研修の実施

5-1-3 健全な財政運営の実施

所管

総務課、企画財政課、税務課

- 町内所在固定資産の定期的な現地調査による実態把握
- 各種調査による適正課税
- 町税滞納整理の推進
- 事業評価の確立

5-1-4 情報システムの活用による利便性向上と効率化の推進

所管

企画財政課

- 情報セキュリティ対策の強化
- 行政情報のICT化の推進
- 行政情報発信の拡充に向けた環境整備

5-1-5 広域連携の強化

所管

企画財政課

- 広域行政の強化・連携を推進

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	町税徴収率	%	97.0 (H29)	98.0
2	事業評価の実施	—	—	実施

関連する
個別計画等

- 嘉手納町行政改革大綱
- 中期財政計画
- 公共施設等総合管理計画

基本方向



男女共同参画研修会

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組みます。

あわせて、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 全国的な動きとして、女性の社会進出を促進する諸制度の整備が進んできており、各地方自治体においても女性問題に対応する組織、制度の充実が図られるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが強化されつつあります。県においては、国の動向に加え、地域や社会全体における男女平等感が依然として低い状況であることや、配偶者などからの暴力（DV※1）、非正規雇用労働者やひとり親の増加等の課題が存在していることから、平成29年に「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定しました。本町では、平成19年度に嘉手納町男女共同参画計画（ハイビスカスプラン）を策定し、これまでワークライフバランスやLGBT※2等の講演会やパネル展を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策に取り組んでいますが、平成29年度に実施した町民アンケート調査結果によると52.3%が「男女共同参画について具体的にどのようなことかはよくわからない」と回答しています。男女平等の状況については、「どちらかと言えば男性が優遇されている」が52.3%で「平等である」は23.6%となっています。アンケート結果を踏まえ、引き続き男女平等意識の普及啓発と男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが課題となっています。男女共同参画社会の実現に向けて施策の評価検証を実施し、新たな方針を策定する必要があります。
- 国では、「働く場面における女性の活躍」と「人口減少における将来の労働力不足や人材の多様性確保」の課題に対応するため、平成27年「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：「domestic violence」を略して「DV」と呼ばれている。明確な定義はないものの、日本では一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われる。

※2 LGBT：Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

方針」を定めました。この法律に基づき本町でも、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、平成28年に「嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

- 近年我が国ではDV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待・あらゆるハラスメント等への多様な暴力的事象への対応、LGBTなどの性の多様性への理解が求められており、誰もが人権を尊重され、共に支え合う社会の実現に向けた人権教育の更なる強化が必要です。
- 12月の人権週間に人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）合同相談所（人権相談、行政相談、なんでも相談）を開設していますが、相談に訪れる人数が少ないため、周知を図る必要があります。

施策の方向性

1 男女共同参画意識の形成

男女が共に社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、講演会や情報発信等、様々な啓発活動を実施し、男女共同参画社会への理解を深める取り組みを推進します。

2 あらゆる分野における男女の活躍推進

男女が共に協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身もつ能力を最大限発揮できる社会を目指します。また、あらゆる分野において女性が活躍できるよう、職場や地域等のあらゆる場において女性の積極的な登用を促すとともに職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保に努めるなど様々な取り組みを推進します。

3 人権尊重と暴力の根絶

人権擁護委員と連携し、人権尊重に対する町民の理解を深めるために、様々な機会を捉えて人権教育や人権啓発活動を推進します。また、男女間の暴力をなくすため、DV防止の啓発や相談、自立に向けた支援を推進します。

主な取組（事業）

5-2-1 男女共同参画意識の形成

所管

企画財政課

- 講演会や男女共同参画週間におけるパネル展などを開催
- 新たな嘉手納町男女共同参画計画の策定

5-2-2 あらゆる分野における男女の活躍推進

所管

企画財政課、総務課

- 女性活躍を積極的に進める取り組み支援
- 町役場における女性管理職登用
- 多様なライフスタイルに応じた支援

5-2-3 人権尊重と暴力の根絶

所管

企画財政課、総務課

- 人権の尊重、理解を目的に人権教室を開催
- 人権相談を必要とする町民に対して、常設人権相談所^{*1}へ案内
- 12月の人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）の合同相談所の開設

指 標

	指 標	単 位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	男女共同参画における講演会回数	回	1 (H30)	10
2	町役場における女性管理職登用率	%	6.3 (H30)	12 以上
3	人権尊重に対する人権教室の回数	回	2 (H30)	10

*1 常設人権相談所：法務局沖縄支局内(沖縄人権擁護委員連絡協議会)に設置されている人権相談所。

基本方向

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、町民が参加できる仕組みの充実に向けて取り組みます。

現状と課題

- 地方分権一括法（平成12年）の施行に伴い分権型社会が進行するとともに、住民が持てる力を発揮し、行政とのパートナーシップによりまちづくりを進める「協働によるまちづくり」が全国的な動きとなっています。
本町では、第4次総合計画の策定を契機に、「協働によるまちづくり」を目指し、各種計画づくりに際してパブリックコメントをはじめ、町民ワークショップの開催を図るなど、町民参画機会の創出に努めてきました。
平成29年度に実施した町民アンケート調査結果において、町民と行政の協働について、「自治会等を通じて、住民の意見を集約した形で行政に伝える」が22.0%と最も多く、「ワークショップなど、住民と行政が一緒になってまちづくりの計画をつくる場を設ける」が20.4%、「行政が説明会などを開き、住民と直接話し合う場を設ける」が19.1%などとなっています。町民アンケート調査結果を受けて、これからも町民自らが政策形成段階からまちづくりに参加・参画できる機会の拡充に努めるとともに、町民参加に際しては偏りのない構成員の確保に努める必要があります。
- 本町では、開かれた町政を目指し、情報公開制度の導入や町勢要覧・広報誌の発行、コミュニティラジオ局、大型ビジョン・電光掲示板等を活用し情報を提供しています。引き続き情報発信の充実を図り、行政の説明責任を果たすとともに町民の町政への関心を高める必要があります。
- 電話や窓口での相談、ご意見箱の設置やホームページから意見を述べる機会を設け、町民が声を届けやすい環境を整えており、必要に応じて拡充を検討していきます。
- 各行政区との意見交換などを行う行政懇談会を隔年で開催し、住民ニーズの把握に努めています。
- 町が所有する個人情報の取り扱いについては、嘉手納町個人情報保護条例にもとづき、自己情報の開示などの請求権を保障し、制度の適正な運用に努めています。

施策の方向性

1 広報活動の充実

広報誌やホームページ、コミュニティラジオ等を通して、積極的な町政情報を発信します。また新たな情報通信技術を活用した広報手法を検討します。

2 広聴活動の充実

町民のニーズを把握するために、行政懇談会をはじめパブリックコメントや町民アンケート、ご意見箱等の活用を引き続き実施し、的確に町政に反映できるよう努めます。

3 町民参加の促進

町民の町政への参画機会を促進するために各種審議会、ワークショップの開催等、様々な場で町民がまちづくりに参加できる機会を創出します。

また行政計画の策定などには、町民参加の促進を図ります。

4 協働への取り組み

町民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進するために、パートナーシップ意識の啓発に取り組むとともに、町内団体の把握及び支援に取り組めます。

主な取組（事業）

5-3-1 広報活動の充実

所管

企画財政課

- 様々な媒体（ホームページ、広報誌、ラジオ、大型ビジョン等）を活用した情報発信
- 新たな情報通信技術の導入検討
- 保護措置、情報処理の適正な管理運営

5-3-2 広聴活動の充実

所管

全課

- 町民アンケートの実施及び回収率向上
- パブリックコメントの実施
- 行政懇談会の開催

5-3-3 町民参加の促進

所管

全課

- 講演会やセミナーの開催
- 行政計画などへの町民の参加促進

5-3-4 協働への取り組み

所管

全課

- 地域課題解決のための協働の支援
- コミュニティーセンターの活用

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	「必要とする町政情報が十分得られている」の満足評価 (町民アンケート調査)	%	26.5 (H29)	30
2	「まちづくりへの町民参加が推進されている」の満足評価 (町民アンケート調査)	%	23.5 (H29)	30



新春もちつき大会

5-4

地域コミュニティ活動の充実

基本方向



北区コミュニティセンター落成式

地域のふれあいや絆を深めるために、自治会や各種団体などの活動支援と連携の強化を図り、コミュニティ活動の充実に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、地域コミュニティの育成を推進するため、各種補助金、自治会長会、あいさつ運動（交通安全指導）等を実施しています。
- 町民アンケート調査結果によると、地域活動への参加状況において、「自治会や町会の活動」に「参加している」は19.5%、「参加していない」は35.6%で、参加していない方が多い傾向にあります。また、今後地域活動やボランティア活動の活性化のために必要なことについては、「誘い合える地域の関係」が37.5%、「身近で利用しやすい活動拠点の整備」が34.1%、「ボランティア団体や活動グループの情報提供」が29.8%と上位にあげられており、地域のつながりの重要性が認識されています。
- 「協働によるまちづくり」を進めるうえで、NPOやボランティア団体、自治会等、地域で活動する様々な団体・組織の重要性が高まっています。地域コミュニティの活性化に資する文化活動や福祉活動等、様々な活動の中核を担っている自治会を中心に、各種町民団体・NPO法人等への支援を行っていますが、役員・会員の高齢化や自治会への新規加入減少、それに伴う人材不足が課題となっています。町外からの転入者に対する自治会加入や活動への参加促進を行い、人材の確保に努める必要があります。また、世代を超えた交流や転入者との交流等、住民間の多様な交流や連帯感を深める活動等を支援し、地域活動の充実・連携を強化することが地域力の向上に重要です。
- 本町では、地域コミュニティの活動拠点の老朽化対策のため、コミュニティセンターの建替えを実施しています。引き続き着工が予定されている施設についても着実に実施し、活動拠点の確保・充実に努める必要があります。

施策の方向性

1 地域コミュニティ活動への支援

地域生活における課題の解決や地方分権化、多様化する住民ニーズに対応するためには、町民同士の共助による地域コミュニティの形成が不可欠であることから、コミュニティの基礎となる自治会をはじめ、地域のまちづくり活動を行う各種団体を積極的に支援し、町民の地域活動への参加促進を図ります。

2 地域活動拠点施設の充実

地域特性を生かした身近な所での地域活動が活発に行われるよう、町役場やコミュニティーセンターをはじめとする地域活動の拠点施設の確保・充実を図ります。

主な取組（事業）

5-4-1 地域コミュニティ活動への支援

所管

総務課、企画財政課、福祉課、教育指導課

- 自治会への支援・育成（補助金助成、自治会活動参加促進等）
- 各種団体（NPO、ボランティア団体、市民団体等）との連携
- コミュニティ活動に必要な備品などの整備

5-4-2 地域活動拠点施設の充実

所管

総務課、企画財政課、福祉課、教育指導課

- 老朽化対策が予定されている西浜区コミュニティーセンターの建替えなどの着実な実行

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	自治会加入率	%	67 (H29)	70
2	町民交流事業	件	自治会平均 15.8 (H29)	自治会平均 24.0

